

少年院と図書館サービス

脇谷 邦子（中央図書館）

日置 将之（中央図書館）

はじめに

大阪府立図書館(以下、「府立図書館」という)と浪速少年院⁽¹⁾との交流は 1958(昭和 33)年から始まり、1989(平成元)年まで続けられていた。この交流では、図書の貸出だけでなく、少年院の院生を招いた図書館見学の実施や、少年院の読書関係行事に司書が参加する等、様々な取り組みがなされていた。このような、図書館と少年院との交流については、関係雑誌等でもほとんど報告が見られないため、珍しい取り組みであったと考えられる。

上述した浪速少年院と府立図書館との交流は、残念ながら現在は完全に途絶えている。「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成 13 年法律第 154 号)が制定され、子どもの読書活動に対する社会的関心が高まっている今こそ、このような交流が必要なのではないだろうか。

そこで本稿では、図書館と少年院との交流が再び活性化することを期して、以下の点を中心に論述する。

- (1) 府立図書館を中心とした大阪の公共図書館と、浪速少年院との交流の歴史を明らかにする。
- (2) 少年院の読書環境や読書の活用方法を明らかにし、少年院における読書の意義について考察する。(全国の少年院を対象に実施したアンケート調査を実施)
- (3) 法務省矯正局が策定した先進的な図書館運営指針である「矯正図書館基準案」を紹介し、少年院における読書活動との関わりについても考察する。
- (4) (1) から (3) の内容を踏まえ、現在の図書館が少年院に対して提供することが可能なサービスを提案する。

1 少年院と図書館 大阪での交流の歴史

この章では、大阪の図書館と少年院との交流の歴史について、図書館及び少年院関係者等、多くの方々へのインタビューを中心に明らかにする。

1.1 浪速少年院と府立図書館との交流

府立図書館が浪速少年院と関わりをもった歴史は古い。1958(昭和 33)年頃には団体貸出をしていたことが、資料によって裏づけされている。『圖書あんない』No.15 の巡回文庫回付団体一覧に浪速少年院の名が見られる⁽²⁾。その後、およそ 2~4 ヶ月ほどの間隔をおいて、定期的に図書の交換をしていた。この状態は 1960(昭和 35)年の年末まで続いていたことが『圖書あんない』No.43 により判明している⁽³⁾。しかし、その後の状況は分からない。『圖書あんない』はこの号で終刊となり、以降は『わだち』と改題された新しい広報紙が刊行されることとなったが、『わだち』は自動車文庫活動が中心で、貸出文庫の記述が一切見られなくなったためである。また、1961(昭和 36)年から、貸出文庫の貸出方法を改め、それまで個々の団体と図書館が直接やり取りしていたのが、ブックステーションから各文庫に貸し出すという方式に変更されたため、実情が把握できなくなった⁽⁴⁾。当時の記録もなく、当時の関係者にも聞いて廻ったが、関係者の記憶にも残っていないことが多く、詳細は不明である。この頃から、自動車文庫の利用が活発化していくのと反比例して、貸出文庫の利用は減少していく。そのため、業務としての比重も軽くなり、印象も薄いものになっていったようである。

浪速少年院が貸出文庫を利用するようになった理由としては、下村治男元法務教官⁽⁵⁾によれば、少年院の建て替え工事(1959年 11月~1961年 8月)で、書籍に回す予算がなくなったために借りることにしたのではないかとのことである。当時の少年院では本の扱いも軽く、記録も必要と思われていなかったため、府立図書館の貸出文庫利用については、少年院の内部資料も含めて記録は残っていない。ただ、1961(昭和 36)年以降、1971(昭和 46)年に利用が再開されるまでの間、貸出文庫利用が長期間中断していたことは確かであると思われる。

1.2 利用の再開、読書会への参加

図書館と少年院との交流が再開したのは 1971(昭和 46)年 6月からである。『浪速五十年の歩み』の年表によれば、昭和 46 年、「6・23 各寮文化系の院生 3 名は、大阪市立天王寺

図書館へ図書借出しを兼ねて見学に行く」とある⁽⁶⁾。大阪市立天王寺図書館とあるが、これは大阪府立図書館天王寺分館の誤りである。下村氏へのインタビューにより確認した。

本の重要性が分かってもらえる院長に変わったことが大きな理由だったそうで、見学に行った時、神谷司書から「院生はどんな本を読んでいますか」と聞かれて、「(少年院に)来てください」、「行きますよ」ということで、読書会参加が実現した。図書館からの読書会参加が2~3回あった後で、11月26日には府立図書館整理課の上野武彦係長が少年院の読後感想発表会に講師ならびに審査員として招かれている。その後、浪速少年院から2ヶ月に1回程度、見学を兼ねて、本の借り出しに訪れ、図書館からは少年院の読書会に定期的に参加している。浪速少年院側の記録によれば、1973(昭和48)年9月神谷房子司書、1974(昭和49)年2月に林郁子司書、『浪速会たより 浪速少年院創立80周年記念誌』(以下、「80周年記念誌」という)⁽⁷⁾や、他の資料⁽⁸⁾により、1974(昭和49)年5月に松岡澄子・吉田敏代司書、7月に吉田敏代・木下紀夫司書が参加していたことが確認できる。1975(昭和50)年4月に「府立図書館から司書2名が来院し、読書会を行なう。少年6名参加」とあり、6月にも司書1名が参加とある。1975(昭和50)年以降は1978(昭和53)年までの間、夕陽丘図書館読書振興課振興係の前野貞子司書が2ヶ月に1回程度、定期的に参加していた。図書館・少年院双方の関係者の証言によれば、『80周年記念誌』では少年院に行った事柄が全て網羅されているわけではなく、実際の回数はもっと多かったとのことである。

読書会に参加した職員は課題図書の選定に関与していないこともあるのか、総体的に取り上げた本の内容、読書会の印象等は薄いものであった。また、前野司書の話によれば、前半の2年ぐらいは読書会であったが、後半の2年は読後感想文発表会であり、講評を求められたとのことであった。府立図書館からの少年院派遣は前野司書を以て終わった。

少年院読書会への職員派遣が実現した背景としては、以下のことが考えられる。

- (1) 1971(昭和46)年ごろは自動車文庫友の会の活動が活発化し、各地に多くの読書会が誕生していた。
- (2) 夕陽丘図書館開館に前後して、子ども文庫が各地に誕生し、自動車文庫の利用者も増加していた。また、子ども文庫に関わったお母さん方による図書館設置の住民運動が府内全域で活発になっていた。
- (3) 高度経済成長期で地方財政も潤い、各市で図書館が建設され、図書館振興・読書振興の気運が高かった。

このような状況のもとに、利用者の要求に応じて、府立図書館職員は積極的に各地域の

読書会に参加していった。ところが、高度成長期も終息し、各市の図書館が充実してきたところで、読書会への参加は本来府立図書館の仕事なのかという課内の声もあり、地元の茨木市立図書館にバトンタッチすることになった。しかし、図書館見学と図書の貸出は自動車文庫終焉の1989(平成元)年まで続いていた。

1.3 茨木市立図書館等と少年院との交流

茨木市立図書館と浪速少年院との関わりは1977(昭和52)年2月に府立図書館からの紹介で、団体貸出の登録をしたことから始まる。当時の久保田吉温館長(館長就任後司書資格取得)が元教員で、理解のある人であったため、積極的に協力したのだと思われる。おそらく館長の仲介であろうと思われるが、1977(昭和52)年11月には図書館障害者サービスのボランティアグループである「グループ藍野」が少年院文化祭で朗読を行っており、以後2回行なっていることが『グループ藍野のあゆみ』に記録されている⁽⁹⁾。『80周年記念誌』によれば、「昭和53年5月29日、茨木市立図書館司書来院、読后感想発表会を行なう」とある。この時、参加した斉藤茂夫司書⁽¹⁰⁾の当時のメモが残っており、5月29日(月)13時~15時だったことが分かった。これも府立図書館からの紹介だった。斉藤氏の話では「前もって3通ほどの感想文が届き、これに対して講評しなければならなかった。当日は講堂に院生が集められ、壇上で15分ほど話をした」とのこと。少なくとも1981(昭和56)年までは毎年担当者が招かれていた。それ以降は斉藤氏の異動があって分からない。異動で再び戻ってきた1984(昭和59)年には少年院への職員派遣は終わっていた。市長部局から異動で廻ってきた人が担当になったりして、派遣が困難になったのではないかと推測される。

茨木市立図書館の他に、東大阪市立図書館と河内少年院との交流もあった⁽¹¹⁾。浪速少年院から異動した下村氏は、転勤先の河内少年院でも地元の図書館との交流を試みた。東大阪市立図書館に出向き、選書の相談をしている。当時の職員(山本久子司書)はそのことをよく覚えていて、できる限り相談に応えようと思ったと、回想している。団体貸出や、読書会への参加にまでは至らなかった。当時の東大阪市立図書館の蔵書はそれほど充実していなかったこともあったのかもしれない。

1.4 読書会のようす

少年院での読書会の位置付けはクラブ活動の一環であり、文芸クラブに所属していた院

生が読書会を行ったり、詩や文芸の創作等も行っていたようである。文芸クラブは週1回の活動だった。課題図書の設定は少年院の教官がしており、図書館に相談はなかった。関係者とのインタビュー等により判明している課題図書名は、『老人と海』（ヘミングウェイ著）、『大陸』（有馬頼親著）、『丁稚』（花登筐著）、『二十四の瞳』（壺井栄著）、『高瀬舟』（芥川竜之介著）、『野菊の墓』（伊藤左千夫著）等である。教官の一人は、本を読む時は主人公を自分に置き換えて、自分ならどうするかを考えて読むように指導していたという。『二十四の瞳』と『高瀬舟』は、境遇の似通った少年たちにとって思うところが多かったようで、『高瀬舟』では全国の少年院の感想文コンクールで何年も連続して金賞を取ったという。読書会に参加した松岡司書は、課題図書の関連資料を用意していった。司会進行は松岡司書が行なった。「ポンポンと話が盛り上がるというのではないけれど、順番に話してもらった感じではあるが、それでも結構、意見はたくさん出た」と言う。その後の読書会では少年の一人が司会を行なっている。それなりにしっかりした意見を述べている。参加した図書館職員のほとんどが取り上げた本のタイトルを覚えていない。松岡司書は芥川の小説と有馬頼親の小説（後に『大陸』と判明）とだけ覚えていた。茨木市の斉藤司書は『野菊の墓』は覚えていた。後、およそ10人の職員が読書会に参加しているのだが、書名や光景をはっきり覚えているものは少なかった。行ったこと自体も覚えていない職員もあった。ある職員はあまり面白い本ではなかったようだったと言っている。

また、少年院生と茨木市立西中学の生徒とが合同で読書会を行ったことも数回あったという。西中学の国語の担当の先生に選書の相談にのってもらったりして、実現した。中学生4~5人、院生10人程度で行なうのだが、それなりに活発な話し合いになった。それを院内の読後感想文にも生かしていたというのは、服部明夫元法務教官の話であった⁽¹²⁾。

1.5 少年たちの図書館見学と本の借出し

図書館に本を借りに来ていた少年たちのことを記憶に留めている職員は少なくない。来館人数は2~3名で、詰襟の学生服（少年院から貸与）を着用していた。おとなしく、真面目そうだったという印象で、口数は少なかった。外出を許される少年は出院間近の優良生に限られるとのこと。前野司書は、一般の閲覧室から対面朗読室、児童室、そして特許資料閲覧室へと、できるだけ丁寧に案内することを心掛けたという。選ぶ本は府立図書館の場合は自動車文庫用の書庫の本に限られていたが、茨木市立図書館では一般開架室から選べた。事前に「こういう本を借りてきてくれ」と他の院生から頼まれることもあった。借り

る冊数は、府立図書館は1回150冊。茨木市立図書館の場合、1978(昭和53)年は年間452冊、79年600冊、1980(昭和55)年には1000冊と増加しているが、1981(昭和56)年以降は統計が文庫活動中心になったため、実数は分からなくなった⁽¹³⁾。少年たちが選んだ本は木箱に入れて院生が車両まで運んでいた。借りた本は少年院に戻ってから教官がチェックを行い、不適当な本(犯罪の手口が出ているもの、情緒不安定になると思われるもの、性的描写の多いもの等)は取り除いた上で寮内文庫に配っていた。

また、図書館から帰ってくると、全員の前で報告発表をした。利用者のマナーのよさとか、同世代の利用者が多くいたことや、もっと勉強をしなければいけないと思ったとか、図書分類が分かり、出版に興味を持った等の感想が寄せられている。

府立夕陽丘図書館の見学と図書の借出しは平成元年頃まで続いていたようである。毎回150冊、2~3ヶ月に1回程度、定期的に来館していた。天王寺分館時代、夕陽丘図書館建設のため分館が閉鎖していた時には中之島図書館の見学を行っていた。茨木市立図書館の場合は1984(昭和59)年ごろには貸出冊数は減少していった。

いずれにしても、浪速少年院との交流は1989(平成元年)年には両図書館とも終息する。府立図書館は自動車文庫の廃止、茨木市立図書館は新館準備で忙しくなる、浪速少年院も建て替えで院生が少なくなるという状況が重なり、30年余の長きにわたる交流は中断した。

少年院へのサービスはヤングアダルトサービスであり、アウトリーチサービスでもある。関わった職員には、その当時、そういう意識はなかったが、今日の社会状況においては、以前の時代にも増して、少年院へのサービスの重要性は高まっているのではなかろうか。

2 少年院と読書

この章では、少年院の読書環境や読書の活用方法について概説した上で、少年院における読書活動の意義について考察する。なお、この章の内容は、雑誌論文や図書等の関係資料、少年院を対象としたアンケートの結果、元浪速少年院職員等への聞き取り調査、並びに筆者(日置)自身の経験を踏まえたものである⁽¹⁴⁾。

2.1 少年院の読書環境

(1) 蔵書数及び図書予算

少年院の蔵書数や図書予算は、アンケート結果が示しているとおりである⁽¹⁵⁾。図書室の蔵書数(問1)は500冊から11,958冊、購入予算(問5)は年間11万から60万円となってお

り、いずれも施設ごとの違いが大きい。施設の規模が多様であるため一概には比較できないが、読書環境の整備に力を入れている施設と、そうでない施設とでは極端な違いがあると言えるだろう。少年院の運営方針は、院長をはじめとする幹部の意向に大きく影響される傾向があるため、このような違いについても、施設ごとの運営方針が色濃く反映されているのではないかと考えられる。

平均所蔵冊数(4,940冊)や平均図書予算(312,500円)については、類似施設であると考えられる学校図書館の平均(小学校：8,132冊・54万7千円、中学校：9,659冊・71万6千円、高校：24,198冊・102万5千円)と比較すると、かなり見劣りするものとなっている⁽¹⁶⁾。このように、少年院の蔵書数や図書予算は、一部の施設を除き、充実しているとは言えないものである。

(2) 読書が可能な場所・時間

少年が読書を行う場所は、居室内か寮内のホールが一般的である。保安上の問題から、少年に図書室を長時間開放して読書に供することはほとんどない。このため、少年が図書室を訪れることができるのは、図書の貸出や返却を行う時だけの場合が多い。

読書が可能な時間は、食後の休憩等といった余暇時間や自己計画時間(自己の計画により、TV視聴・読書・学習等を行う時間)等である。また、日課に読書の時間を設けている少年院もある。

2.2 少年院における図書の取り扱い

少年院で扱われる図書は、官本と私本の2種類に大別できる。官本は少年用図書として入手された官有の図書で、少年院によって整備、管理されているものである。これに対し私本は、少年が入院時に携行した図書や、面会、郵送などにより差し入れられた私物図書のことである⁽¹⁷⁾。

図書の取り扱いについては、すべての少年院に共通のルールが存在しているわけではなく、刑務所等に適用される「収容者に閲読させる図書、新聞紙等取扱規定」⁽¹⁸⁾等に準じた規則が、各少年院の実情に応じて定められている。このため、少年院によって運用形態は様々であるが、官本は図書室や寮内に配され、私本は少年の申し出に応じて各寮の担当教官によって交付されるのが一般的である。官本(図書室と寮内)と私本の一般的な取り扱い方法は、以下のとおりである。

(1) 図書室

正式名称は矯正図書館という⁽¹⁹⁾。学校図書館における学校司書や司書教諭のような専門職員が配置されているわけではなく、図書担当教官が寮担任や職業補導などの業務と並行して、図書の購入や図書室の整備を行っているのが一般的である。

図書の種類は、アンケート結果(問 2)が示しているように多様なものである。マンガを置いている施設もあるが、歴史マンガや手塚治虫の『火の鳥』『ブッダ』等の教育的な内容のものが多いようである。購入図書の選定方法は、施設によって様々であると考えられるが、少年から希望を募る、職員アンケートを実施する、出版社や読書関係団体の目録を参照する等の方法が一般的であろう。以前は、法務省矯正局による推薦図書目録が各施設に配布されていたが、この目録の作成は2004(平成16)年に廃止された。

アンケート結果(問 8)からも分かるように、少年が図書室を利用できる頻度は「二週間に一回」、「週に一回」、「週に二回」等となっており、施設によって大きく異なっている。貸出の方法は、少年が直接書棚から図書を選ぶものや、図書目録から希望する図書を選ばせるものなど様々であるが、貸出記録は図書カードや記録ノートに名前等を記入する形式がほとんどである⁽²⁰⁾。

なお、図書室を少年に開放していない少年院も数多く存在している。このような施設では寮内文庫が主体となっており、図書室は書庫的な存在として位置づけられている。

(2) 寮内文庫

寮内文庫の図書は、少年のたちの最も身近にある図書である。寮内の廊下や食堂、集会室などに書棚が置かれており、担当教官と共に、図書係の少年が図書の管理等を行うのが一般的である⁽²¹⁾。

少年への貸出については、同じ少年院でも寮ごとにルールが異なっている。これは、少年が個室で生活する寮と集団で生活する寮とでは性質が異なっているためである⁽²²⁾。単独寮の場合は、決められた曜日に少年を一人ずつ居室から出して図書を選ばせる方法等がとられており、集団寮の場合も、曜日を指定して図書の交換を行っているところや、教官の許可があればいつでも図書の交換ができるところ等があるようである。

なお、寮内文庫が主体となっている施設では、定期的に文庫内の図書を書庫(図書室)や他寮の図書と入れ替えている。

(3) 私本

私本には、官本の不足を補うという役割があるものの、管理運営上の問題から様々な制限が設けられている。例えば、犯罪の手段・方法や、性的感情を著しく刺激する内容が記

述されている等、矯正教育上不適当であると認められる図書は、差し入れがあっても閲読が許可されない場合がある。このような許可・不許可の判断は安易にできるものではないため、担当教官だけではなく、首席専門官や統括専門官等の幹部による確認が行われている。また、少年が同時に所持できる私本の冊数には、通常3冊以内といったような制限が設けられている。ただし、辞典や学習用図書は制限の対象外に置かれている場合が多い。所持期間についても同様で、通常の図書には一ヶ月以内といったような期限が設けられているが、辞典等の場合は必要な期間とされていることが多い⁽²³⁾。

読み終わった私本は少年の願い出により領置扱いとなり、出院時まで領置庫に保管される。しかし、在院期間が長い少年や私本の差し入れが多い少年の場合は、図書が領置庫に入りきらなくなることもあるため、面会に来た家族等が持ち帰ることもある。

このほか私本については、不正書込み等の不正行為⁽²⁴⁾に利用される可能性が高いため、定期的に点検が行われている。

2.3 少年院における読書の活用

少年院における読書は、矯正教育として利用する「読書指導」と、余暇時間における「読書」の二種類に大別できる。

(1) 読書指導

読書指導は処遇技法の一種として古くから研究されており、これまでに様々な方法が実践されている。近年は個別処遇が重視される傾向にあり、読書指導も個別担任の教官と少年との、一対一の関係の中で行われることが多くなってきている。各施設での実践形態は様々であるが、読書指導の主要な方法としては以下のものが挙げられる。

- ・課題図書 課題図書を利用した読書指導は多くの少年院で実施されている。実施方法は少年院によって様々であるが、少年の問題性や必要性等を考慮して個別担任が図書を準備し、読書記録や読書感想文などを書かせた上で、面接等を行うのが一般的な流れである⁽²⁵⁾。通常、課題図書の目録は各少年院で作成されている。
- ・読書会 対象者が読んだ図書を紹介するものや、順番に朗読するもの、感想を発表し話し合うもの等の形式がある。対象者を(読書)能力や問題性等でグループに分け、少人数で行うのが一般的である。また、施設によっては外部講師を招き、近隣にある中学校や高等学校の生徒を交えて実施しているところもある⁽²⁶⁾。
- ・読書集会 少年院で伝統的な処遇技法である集会指導に、読書指導を組み合わせた

ものである。参加する少年の数は読書会よりも大人数で、全員が課題図書を読んでいることが前提となる。少年に司会をさせて討議を行い、指導教官は必要に応じて助言・指導を加え、最後にまとめを行うのが一般的である。読書会と同様、外部の援助者を招いて実施している施設もある⁽²⁷⁾。

- ・読書感想文発表会 読后感想文発表会ともいう。アンケート結果(問 15)にあるように、多くの少年院で実施されている。課題図書を定めて行う場合や、少年自身に図書を選ばせて行う場合がある。対象となる少年すべてに 1,500 字程度の感想文を作成させ、各寮で数名の代表者を選抜した上で、全院生の前で発表させるのが一般的な流れである。発表の講評は、篤志面接委員や教諭師等の外部の援助者に依頼することが多い⁽²⁸⁾。

(2) 特徴的な取り組み

少年院によっては、読書を用いた独自の取り組みを行っているところがある。例えば、盛岡少年院では、郷土の偉人である宮澤賢治を題材にした「賢治祭」を毎年9月に実施している。この行事では、本番の数ヶ月前から賢治に関する壁新聞やポスターの作成等といった準備が始められ、その過程で賢治の伝記や作品を少年たちが自然と読み込んでゆけるようになっている。本番では、読書感想文の発表や合唱、創作劇の上演等、賢治をテーマにした多彩なプログラムが実施されている。この行事は、まさに読書を中心にすえた取り組みであると言えるだろう⁽²⁹⁾。

また、1章で述べたような浪速少年院と公共図書館との緊密な連携についても、非常に特徴的な取り組みであったと言える。現在でも公共図書館と連携している少年院は存在している(アンケート結果の問 12 参照)が、図書の貸出や図書館見学といった単純なものがほとんどである。当時の浪速少年院と府立図書館・茨木市立図書館の関係のような多角的な連携を行っている少年院は、現在では存在していないだろう。

(3) 余暇時間における読書

すでに述べたように、少年院で読書ができる時間は、余暇時間や自己計画時間、「読書」に関する日課の時間に限られている。この内、自己計画時間や「読書」に関する日課の時間は、概ね週数時間であるのに対し、食後等の余暇時間は比較的豊富に存在している。このため、少年が読書をする時間は余暇時間が中心となっている。

余暇時間には、学習・読書・新聞閲読・手紙の作成のほか、TV視聴等を行うことができる。ただ、TV視聴については、少年が自由にできるわけではなく、平日の午後8時台や休日の午後など、決められた時間のみ認められているのが一般的である⁽³⁰⁾。また、新

聞についても各寮で一紙程度をまわし読みすることが多く、読める時間は限られている。このため、余暇時間に少年が自分の判断で自由にできることは、学習や読書、手紙の作成にしぼられる。これらの中で、娯楽としての要素がある活動は読書だけである。そのためもあってか、少年院の少年は概してよく本を読むと言われている⁽³¹⁾。このように読書は、少年院における数少ない娯楽の一つとして、非常に重要な位置を占めている。

2.4 少年院における読書の意義

(1) 読書の意義

アンケート結果(問 11)が示しているように、少年院の職員は読書の意義を大いに認めている。では、具体的にどのような意義があるのだろうか。『矯正処遇技法ガイドブック』の「読書指導」に関する解説では、以下のようなものが挙げられている⁽³²⁾。

- ・「人の社会化」に大きな役割を果たす代理経験を与え、人格形成に影響を与える。
- ・社会生活に必要な様々な情報を伝える。
- ・人に様々な慰安を与え、余暇には娯楽を提供する。
- ・視野を広め、語彙を豊かにして自己表現力を高める。
- ・認識を明確化して、自己の客観視を可能にする。

これらの働きは読書一般に当てはまるものだと思われるが、罪を犯した少年の、社会不適応の原因を除去し、健全な育成を図ることを目的とする少年院にとっては、特に有意義なものであると考えられる。

上述したもの以外にも、少年院にとっての意義として、他の処遇との相乗効果が考えられる。例えば、読書感想文や読書集会は読書指導と作文指導・集会指導を融合させたものであるし、教官と少年が「読書」を共有すれば、個別面接の話題にすることも可能である。

少年院に入院してくる少年には早期に学校をドロップアウトした者が多く、本を読んだ経験がほとんどない者も多い。そのためもあってか、少年たちには、概して語彙力や表現力が乏しいという特徴がある。このような少年たちに対して、適切な指導を行えば読書習慣を身につけさせることができるという点も、少年院における読書の意義と言えるだろう。

(2) 少年の言葉

少年院経験のある俳優の宇梶剛士は、少年院で出会った一冊の本が人生のターニングポイントになったと述べている⁽³³⁾。同氏によれば、少年院で読んだチャップリンの伝記が契機となり、役者の道に進もうと考えるようになったそうである。

筆者の接した少年の中にも、「もっと早く読書に出会っていたら、少年院に来ることもなかったかも知れません」と、読書の意義を自らの実感として述べた少年がいた。この少年は、これまで見向きもしなかった読書から様々ことを学び、考えさせられたという。そして、傷害事件を起こした自分の短絡さや想像力の無さをあらためて思い知ったと述べている。この少年は、「これ以上道を踏み外さないためにも、少年院を出てからもずっと読書が続けていきたい」とも述べており、読書が自分にとって必要なものであるとの認識を示していた。このような少年の例は、全国の少年院で数多く存在しているのではないかと思われる。

本から最も遠い存在であった少年たちが読書の楽しみを知り、出院後も読書が続けることで生きる力を得られるのならば、少年院における読書には極めて大きな意義があると言えるだろう。

3 矯正図書館基準案について

この章では、矯正図書館基準案とはどういうものなのか、また、この案がその後、矯正局関係者にどう伝えられたのか、また伝えられなかったのかということについて考察する。

3.1 矯正図書館基準案とは

調査の過程で「矯正図書館基準案」の存在を知った。この基準案に関しては「「矯正保護図書館規定」立案審議」⁽³⁴⁾、「わが国の矯正図書館」⁽³⁵⁾、「日本の刑務図書館 行刑施設被収容者の「本と読書」をめぐる制度と現状」⁽³⁶⁾等の先行文献がある。「日本の刑務図書館」には「基準案」の全文と、「基準案」に先立つ「矯正保護図書館規定案」全文も紹介されている。この「基準案」を初めて目にした時は驚かされた。第1章・総則では、「施設内に矯正図書館を設けなければならない」(1条)、「収容者の希望等に基づいて運営しなければならない」(2条)、「少年を収容した時は、矯正図書館の運営に特別の考慮を払わなければならない」(3条)、「地方教育委員会、公共図書館、学校その他の機関と密接な連絡を取り、その協力を得ること」(5条)とある。第2章・職員では、「矯正図書館主任及び司書を置く」(7条)、「他の機関の主催する講習会、会合に参加させる、公共図書館等を見学させる」(10条)。第3章・施設と設備においては、「便利な場所に設置すること」(11条)、「自由接架式」(13条)、「絵画や植木等も設けるように」(14条)。第4章・資料の整理と保管では「NDCで分類すること」(19条)、第6章・読書指導では、「公共図書館関係職

員や著名な著者を招いてその講演をきかせること、公共図書館を見学させること」(32条)第7章・閲覧室の運営では、「自由時間はできる限り閲覧室を開放して、収容者が十分これを利用することができるように考慮しなければならない」等々、収容者の人権をも尊重したきわめて先進性、理想性の高い内容である。教育委員会、公共図書館、学校等との連携・協力や、運営や活動内容に関して、具体的な内容に触れていることにも注目したい。

「矯正保護図書館規定案」は1949(昭和24)年に、「基準案」は1953(昭和28)年に策定されているが、残念ながら成案には至らなかった。先述の文献等によれば、図書館の機能を高く評価し、必要性を認識し、矯正施設の図書館を改善して、収容者にも優れた図書館サービスを提供しようと努力した矯正局関係者が少なくなかったことが伺える。

3.2 「基準案」はどう伝えられたのか

「矯正図書館の管理と読書指導」という資料がある⁽³⁷⁾。加藤正明⁽³⁸⁾が、研修会講師を務めた時の配布資料であるらしい。第2回目まとめの資料として、「矯正図書館基準案を作るまで - 九州管区教育家の調査によると」として、「(1)明治9年の監獄への私本差入許可」から、「(12)昭和20年8月の刑政甲第1720号での私本の取り扱い」までの経緯を記した後、「基準案」に関して、触れている。少し長くなるが引用する。

(13) 昭23 国会法、昭25 公共図書館法、昭28 学校図書館法と我が国の図書館は、その社会的重要性が認められて飛躍的に強化されてきたので、矯正局菊池教育課長(現高松管区長)井田課長補佐(現新潟少年院長)等は矯正図書館も日本の図書館運動におくれることなく強化するため、矯正図書館基準案を立案するに至った。

(14) この案は、現在、案のみで止まっているが、その内容は中央矯正研修所の図書担当官研修で伝達され、昭27、矯正施設の図書館にもNDCが採用されるなど、1部分はとり入れられて実施されている。

(15) 矯正図書館は将来何らかの法的保護のもとに強化されなければならない。そして学習の資料センターとして、教養資料センターとして活動すべきである。そのためには単なる図書の格納庫たるに止まらず、教材のクリッピング、ファイリングを行い、視聴覚資料等の教材センターをも兼ねて、寮生活の憩いの場となるべきであり、図書担当係官は熱心に読書指導を行なうことにより、良き生徒の教官たるつとめを果たすべきである。それらの活動の評価は別紙学校図書館評価基準により、反省向上の道へ進んでゆきたいものである。

1953(昭和28)年から、案の状態で止まったままであるが、(14)にあるとおり、細々と伝達されており、矯正職員必携の『矯正実務六法』には矯正図書館基準案が収録されていたという。しかし、現在の矯正関係職員の中に、その内容の詳細を知る人は少ない。

この「基準案」を知った時、浪速少年院の取り組みは、まさにこの基準案に沿ったのではないかと思い、読書会・図書館見学に関わった下村・服部の両氏に尋ねたところ、「関係はない」と否定された。「基準案」があろうとなかろうと、少年たちの更生と読書を大切に思うが故の試みは、自ずと決まってくるというものなのかもしれない。

「矯正図書館基準案」はなぜ成案に至らなかったのでしょうか。「矯正局教育課から示されている矯正図書館基準案なるものに初めてお目にかかった。あまりに立派すぎて、これが実施されると、さぞや各少年院、鑑別所は当惑するのではなからうか。まあ、案でよかった、と当所のお粗末な図書室を見回しながら・・・」⁽³⁹⁾という矯正職員の本音が成案に至らなかった理由の一つなのであろうと推測される。あまりに理想主義的すぎたのかもしれない。残念なことである。

4 少年院への図書館サービスをすすめるために

この章では、少年院に対して図書館サービスを進めるための、法務省矯正局と図書館双方の役割について考察し、図書館で実行できる具体的な取り組みについて提案する。

4.1 法務省矯正局の役割

少年院の少年たちはよく本を読むという。調査の過程で、少年院の図書室も見せていただいた。本当によく読まれていると実感した。しかし、新しい本が少ない。特に今、「外の社会」で少年たちが読んでいる本とは大きな隔たりがある。少年院の図書予算は少ない。忙しくてじっくり本を選ぶ時間的余裕もない。勢い、名作物や古典に偏るのはいたしかたない。ほとんどの少年院では法務省矯正局教育課が選定した推薦図書リストを参考にして、購入図書を選ぶという⁽⁴⁰⁾。リスト作成にあたっては半年に一度出版社の新刊情報から600冊ほどを選んで買い、それを各施設に20～30冊ずつに分けて送り、手分けして読んでもらってコメントをつけて送り返してもらうのだという。それで、ちょっとした解説付きのリストができあがるという。600冊選ぶ基準は特にないが、色々なジャンルからバランスよく選び、猥褻なもの、犯罪の知識を植えつけるもの、読めそうもない難しい専門書は外すという。この推薦図書リストは少年院のみを対象にしたも

のではない。刑務所等を含む矯正施設全般を対象にしている。しかし、この推薦図書リストの作成は2004(平成16)年度から廃止されている。2005(平成17)年度の組織改変で、教育課自体がなくなった。矯正図書館基準案も最新の「矯正実務六法」からは、姿を消したという。

2001(平成13)年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、2002(平成14)年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」も策定されている。この基本計画の中では、社会全体での取り組みの推進が謳われている。しかし、障害児(者)や在住外国人への配慮については、「計画」の中やパブリックコメントでも、指摘され、触れられているが、少年院の中の少年たちのことは忘れ去られている。少年院は行刑施設ではなく、教育施設である。しかも、国の機関である。ある少年院関係者に、法律制定後に読書活動の推進につながるような通達や取り組みの奨励などの、何か変化はなかったかと問うたところ、残念ながら「何もない」という答えであった。アンケート(問11)によれば、少年院関係者の方のうち100%の方々が読書は役に立つと回答されているとおり、読書の重要性が認識されているにもかかわらず、少年院の読書環境の整備は遅れていると言わざるを得ない。

法務省は「子どもの読書活動の推進に関する法律」の精神にそって、少年院の読書環境の整備を図るべきではないだろうか。すなわち、図書室の環境整備、図書の充実、自由に本が読める環境、矯正職員への啓発等 　いずれも“人”と“金”を要することなので大変かもしれないが、少しずつ計画的に取り組む方法もあれば、公共図書館等との連携により、解決できる部分もある。

「矯正図書館基準案」は立案された当時は、あまりに理想主義的で先進的すぎたかもしれないが、21世紀の今からみれば、当たり前の内容ではないだろうか。もちろん、矯正施設としての制約もある。しかし、「文字・活字振興法」(平成17年7月29日法律第91号)が制定され、読書の重要性が再認識された今こそ、法務省によって、新たな「矯正図書館基準案」の制定が検討されることを望みたい。

4.2 少年院への図書館サービス～具体的取り組みの提案

図書館界における取り組みも充分とはいえない。読みたい人に読みたい本を届けるのは図書館人としての使命である。矯正施設収容者に対する図書館サービスについては中根憲一らが長らく取り組んでおり、論文も多数執筆されている⁽⁴¹⁾。また、第52回IFLA東京大会において、アウトリーチサービスの一つとして取り上げられているが⁽⁴²⁾、その後、

具体的なサービスの取り組みが進んでいるとは言いがたい状況である。そこで、今回の研究をきっかけに、過去の図書館と少年院の交流や、少年院の実情を踏まえて、「本を読みたい少年たちがいる」ことを多くの図書館関係者に知ってほしい。図書館で何ができるか考え、以下の取り組みを広く図書館界に提案したい。

(1) 本の情報を届ける

現状では法務省も少年院も、少年たちに適切な図書の選定を行なうことは極めて困難な状況がある。図書館ならば、多くの新刊図書の中から、適切な図書を選び出し、解説をつけて届けることができる。勿論、選定基準については少年院関係者と調整する必要がある。古典も名作も悪くないけれど、今を生きる少年たちが共感できる作品を届けたい。

(2) 団体貸出をする。

少年院の蔵書冊数は限られている。予算も少ない。本を読みたい少年たちの読みたい気持ちに応えて、団体貸出を行なうことは、今日の多くの図書館では可能なはずである。場合によっては、移動図書館等を活用して少年院に図書を届けることも可能であろう。

(3) 読書会等へ参加する

読書会は、多様な人の多様な読みや感想を知ることで、自分自身の読みが深まる。多くの場合、教誨師や更正保護婦人会等の年配者の参加が多いらしいが、あまり教育・矯正ということを少年たちに意識させない、ということで、図書館司書が参加する意義がある。

(4) 朗読会やストーリーテリング、ブックトーク等を出前する

少年院では、本が読めなくて、読むということ自体から指導しなければならない少年も少なくないという。図書館ではその子の読書力に応じて、適切な本を紹介することができる。本を読めない少年には読み聞かせや、ストーリーテリングを通して、本に親しんでもらうことができる。ブックトークを通じて、読書意欲を喚起することができる。

(5) 少年院からの見学を受け入れる

情報時代の今日、最も身近で、誰もが利用できる図書館の役割を知ることは、出院後、社会に戻った少年たちにとって、その後の人生に役立つであろう。

以上の取り組みは、現在の公共図書館では十分に可能な取り組みである。以上の取り組みができることを少年院に知らせ、法務省にも働きかけていきたい。

少年院の少年は本を求めている。図書館界はこのことを心に刻み、少年院への図書館サービスの取り組みが少しでも前に進むことを期待したい。

この論文は、「日本図書館研究会 児童ヤングアダルト図書館サービス研究グループ」の協同研究として取り組み、最終的に脇谷・日置がまとめたものです。

この論文を執筆するにあたり、多くの方々・関係機関のご協力をいただきました。ここに謹んで謝意を表します。

注・引用

- (1) 少年院とは、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、社会不適応の原因を除去し、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う法務省所管の施設である。
『希望を胸に 少年院のしおり』法務省矯正局、発行年不明、1頁
- (2) 「巡回文庫回付団体一覧」2頁、『圖書あんない』No.15、大阪府立図書館巡回文庫課、1958.1
- (3) 「十一月貸出文庫交換案内」2頁、『圖書あんない』No.43、大阪府立図書館巡回文庫課、1960.10
- (4) 「貸出文庫について」5頁、『圖書あんない』No.43、大阪府立図書館巡回文庫課、1960.10
- (5) 2005年11月14日インタビュー実施。同氏は1957.3～1975.3,1977.8～1993.3の間、浪速少年院に在任していた。
- (6) 『矯正院から少年院へ 浪速五十年の歩み 五十周年記念誌』浪速少年院、1973年、178頁
- (7) 浪速少年院創立80周年記念誌発行委員会『浪速会たより 浪速少年院創立80周年記念誌』浪速少年院、2004、122頁～126頁
- (8) 『浪速文芸』浪速少年院文芸部、1974年
- (9) グループ藍野『グループ藍野のあゆみ「ありがとう二十年」』茨木市立図書館、1995年、62頁
- (10) 2005年11月7日インタビュー実施。茨木市立水尾図書館館長
- (11) 下村治男「河内少年院における図書の取り扱い」67頁～71頁、『矯正教育』28-236、大阪矯正管区、1977年
- (12) 2005年12月19日インタビュー実施。同氏は1975.3～1989.4の間、浪速少年院に在任していた。
- (13) 『図書館統計資料』昭和51～54年度、茨木市立図書館(謄写版刷)
- (14) 筆者(日置)は、1999～2002の3年間、法務教官として初等・中等少年院で勤務していた。
- (15) アンケート結果については、添付資料を参照のこと。
- (16) 全国S L A研究・調査部「2005年度学校図書館調査報告」37頁～50項、『学校図書館』661、全国学校図書館協議会、2005年
- (17) 別所恒夫「少年院及び少年鑑別所における図書の取扱いについて」38頁、『矯正教育』28-236、大阪矯正管区、1977年
- (18) 昭和41年12月13日付法務大臣訓令、矯正甲第1307号
- (19) 中根憲一「わが国の矯正図書館」20頁、『びぶろす』28-6、国立国会図書館連絡部、1977年
- (20) 酒居豊ほか「“雑感” 図書の取扱い」76頁～90頁、『矯正教育』28-236、大阪矯正管区、1977年
- (21) 芳賀貞雄「読書指導について」113頁、『刑政』116-7、矯正協会、2005年

-
- (22) 少年院に入院したばかりの少年や規則違反のあった少年、出院間近の少年等は単独室の寮（単独寮）で生活し、それ以外の少年は集団室の寮（集団寮）で生活するのが一般的である。
- (23) 別所恒夫「少年院及び少年鑑別所における図書取扱いについて」39頁～40頁、『矯正教育』28-236、大阪矯正管区、1977年
- (24) 出院後に連絡を取り合う目的で、他生の電話番号やメールアドレス等を記入していることが多い。
- (25) 芳賀貞雄「読書指導について」114頁～115頁、『刑政』116-7、矯正協会、2005年
- (26) 梅村謙「読書指導」83頁～97頁、『矯正処遇技法ガイドブック 第2分冊』矯正協会、1991年所収
- (27) 山田重廣「少年院における読書指導」72頁～78頁、『刑政』98-10、矯正協会、1987年
- (28) 芳賀貞雄「読書指導について」113頁、『刑政』116-7、矯正協会、2005年
- (29) 小田島輝夫「盛岡少年院における賢治際取組」92頁～98頁、『刑政』110-6、矯正協会、1999年
- (30) TV視聴の時間は、一般的には余暇時間よりも自己計画時間に設けられていることが多いようである。
- (31) 下村治男氏や服部明夫氏はそう述べていた。筆者（日置）自身も、少年たちが本をよく読んでいたという印象が強い。
- (32) 梅村謙「読書指導」83頁、『矯正処遇技法ガイドブック 第2分冊』矯正協会、1991年所収
- (33) 宇梶剛士「私の分岐点」3頁、『ビッグイシュー日本版』37、ビッグイシュー日本、2005年
- (34) 「「矯正保護図書館規定」立案審議」164頁、『図書館雑誌』43-11、日本図書館協会、1949年
- (35) 中根憲一「わが国の矯正図書館」18頁～24頁、『びぶろす』28-6、国立国会図書館連絡部、1977年
- (36) 中根憲一「日本の刑務図書館 行刑施設被収容者の「本と読書」をめぐる制度と現状」5頁～78頁、『図書館研究シリーズ』31、国立国会図書館、1994年
- (37) 財団法人矯正協会の運営する「矯正図書館」（東京都中野区）より提供を受けた。発行年不明。謄写版刷。
- (38) 矯正職員で司書有資格者、1964年当時中央矯正研究所図書館・JLA保存図書館調査委員会委員
- (39) 別所恒夫「少年院及び少年鑑別所における図書取扱いについて」36頁、『矯正教育』28-236、大阪矯正管区、1977年
- (40) e x c i t e ・ b o o k s 「ニュースな本棚」vol.43、“少年院の読書事情”（オンライン）入手先（<http://media.excite.co.jp/book/news/topics/>）（参照2006 1 16）
- (41) 中根憲一「刑務図書館に対する邦語文献目録」77頁～78頁、『図書館研究シリーズ』31、国立国会図書館、1994年
- (42) 1. 中根憲一「矯正施設収容者に対する図書館サービス」147-149頁『昭和61年度・全国図書館大

会記録<IFLA 東京大会記念資料 5 >』、日本図書館協会、1987 年所収

- 2.天満隆之輔「刑務所図書館についての考え方<研究例会報告(第 80 回) - IFLA 東京大会記念 >」、
122 頁-124 頁、『図書館界』39-3、1987 年

少年院の読書環境アンケート

アンケート調査の概要

調査目的：1. 全国の少年院がどのような読書環境にあるのかを調べる。

2. 少年院内での、読書の活用方法について調べる。

3. 少年院と公共図書館との連携に関する情報を集める。

実施対象：医療少年院を除く、全国の少年院（50 施設）

実施期間：2005 年 10 月下旬に郵送で送付。（回答期限は同年 11 月 15 日とした）

回 答 数：25（この内、回答できない旨の返答が 3 件あったため、有効回答数は 22 であった）

アンケート結果

問 1 . 図書室の蔵書数はおよそ何冊ありますか。

500 冊～11958 冊 平均 4940 冊

図書室を設置していない施設の場合は、寮内等の所蔵冊数

問 2 . どんな資料がありますか。（複数回答）

1. 文芸書	22	100%
2. 学習用図書	22	100%
3. 資格取得のための図書	22	100%
4. 芸術関係	20	91%
5. 一般教養書	22	100%
6. 実用書	22	100%
7. その他	3	21%

「その他」内訳：犯罪もの、ポルトガル語を中心とした洋書、宗教関係

問3 . マンガを置いていますか。

1. 置いている	a 図書と同じ扱い	12	55%
	b 特別な時のみ閲覧可	6	27%
2. 置いていない		4	18%

「図書と同じ扱い」にあった注記：歴史マンガ

「特別の時のみ閲覧可」にあった注記：夏冬特別期間のみ、許可制、薬物治療解説書

「置いていない」理由：・限られた入院期間内に資格取得の勉強や良書の読破に集中させて矯正教育の効果をあげるため
 ・矯正教育に支障がでる
 ・不要

問4 . 雑誌を置いていますか。

1. 置いている	8	36%
2. 置いていない	14	64%

「置いていない」理由：・「マンガ」を「置いていない」理由に同じ
 ・私費で購入

問5 . 年間購入予算はどれくらいですか。

11万円~60万円 平均 312,500円

問6 . 図書室以外に本を置いているところがありますか。(複数回答)

1. 寮に置いている	22	100%
2. その他	2	9%
3. 図書室以外においていない	0	-

「その他」内訳：・教科教室

問7 . 寄贈図書はどうしていますか。(複数回答)

1. 内容を見て図書室に受け入れる	16	79%
2. 寮内文庫に入れる	7	32%
3. 原則的に受け入れない	0	-
4. その他	1	5%

「その他」内訳：・職員が教育部門に保管し、必要に応じて貸出す

問8 . 入院者が図書室を利用できる回数はどれくらいですか。(複数回答)

1. 2週間に1回	2	9%
2. 1週間に1回	3	14%
3. 1週間に2回	4	18%
4. いつでも	5	23%
5. その他	8	36%

「その他」内訳：・図書室は設置していない

- ・各寮の図書を週に2回程度交換している
- ・図書室は実質「図書保管室」として運用しているため、被收容者は通常入室しない
- ・寮単位に図書館コーナー設置されている
- ・個別処遇のものについては適宜担任が用意する
- ・必要に応じて、月一回程度、各寮の文芸担当者に委任
- ・各寮内に任せてある
- ・職員が許可をし、貸し出す

「いつでも」と回答した施設の内4施設は、寮内文庫についての利用回数(図書室を設置していないか、設置していても少年には開放していないとの記述があった)

問 9 . 図書室の担当者は決まっていますか。

1. 決まっている	18	82%
2. 決まっていない	4	18%

問 10 . 矯正図書館基準案を知っていますか。

1. よく知っている	0	-
2. 知っている	4	18%
3. 聞いたことはある	6	27%
4. 知らない	12	55%

問 11 . 読書は入所者にとって役に立つと思いますか。

1. 大いに役に立つ	22	100%
2. まあまあ役に立つ	0	-
3. あまり役に立たない	0	-

問 12 . 地域の公共図書館と連携していますか。

1. 連携している	A 本を借りている	2	9%
	B 本についての情報を聞く	0	-
	C 図書館見学	2	9%
	D 図書館からの訪問受け入れ	0	-
	E その他	1	5%
2. 連携していない		17	77%

「その他」内容不明

問13. 図書館に団体貸出の制度があり、希望すれば、まとめて本を貸出しているのをご存知ですか。

1. 既に利用している	A 図書館が選書	0	-
	B 指導教官が選書	0	-
	C 院生が選ぶこともある	2	9%
	D その他	0	-
2. 知っているが利用していない		11	50%
3. 知らない		9	41%

問14. 上記質問で、 と答えた方に、理由をお聞かせください。(母数20)

1. 手続きが面倒	3	15%
2. 希望する本がない	0	-
3. その他	15	75%
回答なし	2	10%

「その他」内訳：・検討中 ・今後検討 ・以前に利用していたが休止中
 ・現在、図書の整備を図っているため、院内にある本で充足

問15. 読書に関する取り組みを実施していますか。(複数回答)

1. 読書会	3	14%
2. 読后感想発表会	15	68%
3. その他	8	36%
4. 実施していない	0	-

「読書会」の頻度：毎月、月2回

「読后感想発表会」の頻度：毎月、2ヶ月に1回、3,4カ月に1回、4カ月に1回、半年に1回、年に1回、寮ごとに毎月及び全体で年1回、頻度不明

「その他」内訳：・月1回「図書だより」発行

- ・毎日新聞社主催の読書感想文コンクールへの参加
- ・少年の問題性に応じて個別に課題図書を指定し、その感想を書かせている

問16．公共図書館への希望（自由回答）

- ・新刊図書や人気図書の情報があれば、当院にもその情報を教えてほしい。
- ・図書館にある本の案内などがあれば、利用しやすいのではないかと思う。
- ・今回のアンケート結果を図書館研究会の発表に反映させたいということですが、当院の教育資料として役立てたいと思いますので、今回の研究の発表原稿の要旨でも結構ですが、送付していただくとありがたい。
- ・巡回文庫などがあればいいと思います。
- ・連携についての制度等の広報につとめてほしい。
- ・この度の結果を参考にさせていただき、当方の改善に役立てたいと考えておりますので、よろしければ調査結果を送付していただければ幸いです。ご多忙だとは思いますが、よろしく願いいたします。
- ・10代、若者を対象とした就労・就職を支援する図書(出版)の充実。